

○山口県警察サイバーセキュリティ戦略推進本部の設置に関する訓令

平成28年2月18日

本部訓令第3号

(設置)

第1条 サイバー空間の脅威に対する総合的な対策を推進するため、山口県警察本部にサイバーセキュリティ戦略推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(任務)

第2条 推進本部は、山口県警察サイバーセキュリティ戦略等を定め、これを実施することにより、サイバー空間の脅威から県民の安全及び安心を確保することを任務とする。

(組織)

第3条 推進本部は、サイバーセキュリティ戦略推進本部長、サイバーセキュリティ総括責任者、サイバーセキュリティ戦略推進本部幕僚、サイバーセキュリティ責任者及びサイバーセキュリティ戦略推進本部員をもって組織する。

(本部長)

第4条 推進本部の長は、サイバーセキュリティ戦略推進本部長(以下「本部長」という。)とし、警察本部長をもって充てる。

2 本部長は、推進本部の運営を総括する。

(総括責任者)

第5条 推進本部に、サイバーセキュリティ総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置き、生活安全部長をもって充てる。

2 総括責任者は、推進本部の運営に当たり、必要な情報を集約するとともに、部門間の連携及び調整を行い、本部長を補佐する。

(幕僚)

第6条 推進本部に、サイバーセキュリティ戦略推進本部幕僚(以下この条において「幕僚」という。)を置き、警務部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、警察学校長及び中国四国管区警察局山口県情報通信部長をもって充てる。

2 幕僚は、その所掌事務について、本部長を補佐する。

(責任者)

第7条 推進本部に、サイバーセキュリティ責任者(以下「責任者」という。)を置き、生活安全部サイバー犯罪対策課長をもって充てる。

2 責任者は、推進本部の運営に当たり、次条第1項に規定するサイバーセキュリティ戦略推進本部員間の調整を図るとともに、総括責任者を補佐する。

(本部員)

第8条 推進本部に、サイバーセキュリティ戦略推進本部員（以下「本部員」という。）を置き、警務部情報技術推進課長、同部警務課長、生活安全部生活安全企画課長、地域部地域企画課長、刑事部刑事企画課長、同部捜査支援分析課長、交通部交通企画課長、警備部公安課長、同部外事課長及び中国四国管区警察局山口県情報通信部情報技術解析課長をもって充てる。

2 本部員は、相互に連携して必要な取組を推進する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、サイバーセキュリティに係る事案を主管する所属長その他の職員に本部員として参加を求めることができる。

（総括責任者への報告）

第9条 本部員は、総括責任者がその事務を行うために必要な情報について、責任者を經由して総括責任者に対し、適宜適切な報告を行わなければならない。

（情報セキュリティ管理者との連携）

第10条 総括責任者は、警察におけるサイバーセキュリティに関し、情報セキュリティ管理者（山口県警察情報セキュリティに関する訓令（平成18年山口県警察本部訓令第3号）第3条に規定する情報セキュリティ管理者をいう。）と緊密な連携を図らなければならない。

（人的基盤の整備）

第11条 推進本部は、サイバー空間の脅威に対応できる情報処理能力、ネットワークに関する知識及びサイバー犯罪の捜査に関する技能を有する人材を確保し、人的基盤の整備に努めるものとする。

（会議）

第12条 推進本部の会議（以下この条において「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、本部長をもって充てる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

（サイバーセキュリティプロジェクト）

第13条 推進本部に、サイバー犯罪対策プロジェクト及びサイバー攻撃対策プロジェクトを置く。

2 本部長は、総括責任者の上申を受けて、必要があると認めるときは、推進本部にサイバーインシデント緊急対策プロジェクトを設置することができる。

3 サイバー犯罪対策プロジェクト、サイバー攻撃対策プロジェクト及びサイバーインシデント緊急対策プロジェクトについて必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第14条 推進本部の庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において処理する。

附 則

この訓令は、平成28年2月18日から施行する。

附 則

(平成29年3月24日本部訓令第31号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令7条による改正附則)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(平成31年3月22日本部訓令第9号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(平成31年4月1日本部訓令第12号警察法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令6条による改正附則)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(令和5年3月3日本部訓令第7号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第9条による改正附則)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(令和6年3月1日本部訓令第4号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令13条による改正附則抄)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。